

募 集

大崎町選学生募集

大崎町教育委員会では、次の要領で大崎町選学生を募集します。

【申込資格】

- ・大崎町に3年以上居住する人の子弟で、高等学校・高等専門学校・大学・専門学校に在学している人、または在学する予定の人
- ・学業および性行が優良であること

【奨学金の額（月額）】

- ・高等学校（1万円）
- ・高等専門学校（2万円）
- ・大学および専門学校（2万2千円）

【受付期間】

- 平成17年4月1日（金）～4月28日（木）
【申し込み・問い合わせ先】
大崎町教育委員会管理課
TEL76-1-1111（内線401）

お知らせ

国家公務員採用試験

○ 一種試験 受験資格

- ①昭和47年4月2日～昭和59年4月1日生まれの人
- ②昭和59年4月2日以降生まれで平成18年3月までに大学卒業・卒業見込および人事院が同等と認める人

申込期間

4月1日（金）～4月19日（日）
1次試験

受験資格

①昭和53年4月2日～昭和59年4月1日生まれの人

- ②昭和59年4月2日以降生まれで平成18年3月までに大学卒業・卒業見込および人事院が同等と認める人

【問い合わせ先】

人事院九州事務局第一課試験係

○ 1次試験 受験資格

- ①昭和51年4月2日～昭和59年4月1日生まれの人
- ②昭和59年4月2日以降生まれで平成18年3月までに大学卒業・卒業見込および人事院が同等と認める人

申込期間

4月1日（金）～4月15日（金）
1次試験

受験資格

○ 労働基準監督官採用試験

- ①曾於郡医師会夜間急病センター夜間に急病やケガで困ったときは……！
- ②昭和59年4月2日以降生まれで平成18年3月までに大学卒業・卒業見込および人事院が同等と認める人

【問い合わせ先】

福岡市博多区博多駅東2-1-111

○ 夜間に急病やケガで困ったときは……！

- ①昭和51年4月2日～昭和59年4月1日生まれの人
- ②昭和59年4月2日以降生まれで平成18年3月までに大学卒業・卒業見込および人事院が同等と認める人

申込期間

4月12日（日）～8月12日（日）
1次試験

受験資格

○ 軽自動車、二輪の小型自動車

- ①曾於郡医師会夜間急病センター夜間に急病やケガで困ったときは……！
- ②昭和59年4月2日以降生まれで平成18年3月までに大学卒業・卒業見込および人事院が同等と認める人

【問い合わせ先】

大隅町月野894番地

○ 軽自動車、二輪の小型自動車

- ①曾於郡医師会立病院内

申込期間

4月19日（火）～平成17年4月26日（火）
所得税および地方消費税の引落し日

受験資格

○ 車の廃車、売却、盗難など

- ①昭和53年4月2日～昭和59年4月1日生まれの人
- ②昭和59年4月2日以降生まれで平成18年3月までに大学卒業・卒業見込および人事院が同等と認める人

申込期間

4月1日（金）～4月15日（金）
1次試験

受験資格

○ 車の贈与、相続、交換など

- ①返信用封筒（角形2号、140円分）
（国税専門官については120円分）の切手貼付、宛先明記を同封した封筒に、請求する試験名を朱書きし、左記問い合わせ先へ送付してください。

申込期間

4月1日（金）～4月15日（金）
1次試験

受験資格

○ 町外へ転出される方

- ①ナンバーを添えて、廃車手続きをしてください。
- ②手続きをする場所

申込期間

4月1日（金）～4月15日（金）
1次試験

受験資格

○ 単車（125ccまで）・小型特殊自動車・農耕者は、役場税務課または野方支所

- ①曾於郡医師会夜間急病センター夜間に急病やケガで困ったときは……！
- ②昭和59年4月2日以降生まれで平成18年3月までに大学卒業・卒業見込および人事院が同等と認める人

申込期間

4月19日（火）～平成17年4月26日（火）
所得税および地方消費税の引落し日

受験資格

○ 振替納税の引落し日は、次のとおりです。

- ①曾於郡医師会立病院内

申込期間

4月1日（金）～4月8日（金）
1次試験

申込期間

4月1日（金）～4月15日（金）
1次試験

午後7時～翌朝7時

365日年中無休

車整備工場等へご相談ください。
③その他

※手続きはすべて、印鑑が必要です。

なお、不明な点は、次のところまでおたずね下さい。

紹介状は必要ありません。

大崎町役場税務課課税係

軽自動車および原動機付自転車の名義変更・抹消（廃車）の手続きはお早めに！

TEL0994-815899

● 紹介状は必要ありません。

※手続きはすべて、印鑑が必要です。

まだおたずね下さい。

期限内納付と振替期日

平成16年分確定申告の納付期限は、次のとおりです。

所得税の納付期限は、次のとおりです。

平成17年3月15日（火）

消費税および地方消費税の納付期限は、次のとおりです。

平成17年3月31日（木）

納税は、税務署だけでなく、お近くの銀行（日本銀行歳入代理店や郵便局などの金融機関でも受け付けています）

また納税は、銀行や郵便局などの預貯金口座から自動的に引き落とす『振替納税』が便利です。

まだ、利用されていない方は、ぜひ、ご利用ください。

振替納税の引落し日は、次のとおりです。

広報あおさき